

奈良県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

県営住宅の使用料のうち、県営住宅を退去した者が滞納している使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 セントラル法律事務所 弁護士 前川弘美

所在地 名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号 TCF丸の内ビル

三 委託事務の取扱期間

平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日まで